

## 日本脳炎予防接種についてのお知らせ

平成28年度より定期接種となりました日本脳炎予防接種について、20歳未満の定期対象者以外の方も接種できる制度を、今年度も継続して行います。

### 日本脳炎とは？

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスの感染によっておこる中枢神経（脳脊髄）の疾患で、高熱、嘔吐、頭痛、けいれん、意識障害などの症状がでます。このウイルスに感染しても脳炎にならない人がほとんどですが、日本では過去10年間に56人が発症し、3人が亡くなっています。

日本脳炎ウイルスは、普段はブタなどの動物の体内で増え、その動物の血を吸った蚊（コガタアカイエカ）が人を刺すことによって感染します。

日本脳炎ワクチンを接種することで、体の中に日本脳炎の抵抗力（免疫）ができ、日本脳炎にかからない、もしくは、かかっても予防接種を受けなかった場合に比べて症状は軽くすみます。

### 標準的な接種期間

基本的には標準的な接種期間に接種していただきます。対象の方には個別に通知します。

- ◆第1期
  - ・初回 3歳以上4歳に達するまでに、2回接種
  - ・追加 4歳以上5歳に達するまでに、1回接種
- ◆第2期 9歳以上10歳に達するまでに、1回接種

※接種間隔は1回目から2回目が6～28日、2回目から追加の接種がおおむね1年となります。

### 特例制度

道外では、以前のワクチンから現在のワクチンに切り替わる間、一時的に予防接種の積極的勧奨を差し控えていた時期があり、定期の接種期間が終わってしまった方のために、20歳に達するまでの間に1回目から予防接種が受けられるよう特例制度が設けられています。

留寿都村では、国が定めた特例制度対象者に入らない7歳6か月から9歳未満の方も、準定期予防接種として接種することができます。

生後6か月	3歳	7歳6か月	9歳	13歳	20歳
定期接種対象年齢 標準接種期間は3歳から		準定期 接種期間	第2期対象期間	特例制度対象	

### 申し込み方法

- ・診療所に直接申し込みをしてください。

留寿都診療所：電話 46-3774 接種費用：無料

うら面もあります。

## 対象年齢一覧表

		対象年齢	第1期初回（2回接種）	第1期追加（1回接種）	第2期（1回接種）
定期予防接種期間	生後6か月～生後90か月未満	標準接種期間 3歳～4歳未満	3歳から4歳に達するまでに2回を接種	1年後 4歳から5歳に達するまでに追加を接種	5年後 9歳から10歳に達するまでに第2期を接種
		4歳～ 7歳6か月未満	第1期初回の2回を6～28日の間隔をあけて接種	2回目接種後、6か月～1年の間隔をあけて、7歳6か月に達するまでに追加を接種	9歳から13歳に達するまでに第2期を接種
準定期接種	7歳6か月～ 9歳未満	<b>第1期3回と第2期1回（計4回）を接種</b> ・第1期初回の2回を6～28日の間隔をあけて接種します。 ・第1期初回2回目接種後おおむね1年の間隔をあけて追加を接種します。 ・第2期は、追加接種後5年の間隔をおいて接種することが望ましいです。 ※注意 ①第2期は、9歳以上になってから接種してください。 ②接種間隔の年数が足りない場合は、ご相談ください。			
特例制度	9歳～ 20歳未満				

## 予防接種の副反応について

- 日本脳炎ワクチンを接種した後、せきや鼻水が出ることがあります。
- 接種したところが赤くなることがあります。
- きわめて稀に、副反応で重い病気にかかることがあります。



アナフィラキシー：急激なアレルギーによってじんましんが出る、呼吸が苦しくなるなどの症状がみられます。

急性散在性脳髄膜炎：脳や脊髄に炎症がおこる病気です。熱が出る、頭が重い、けいれんがおこる、意識がはっきりしないなどの症状がみられます。

血小板減少性紫斑病：かさぶたをつくる働きの血小板が減り、出血しやすくなります。皮膚の下で出血して青あざができることもあります。

※ 定期予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じたときは、法律に定められた救済制度である「予防接種健康被害救済制度」を利用できます。

※ 準定期予防接種の場合、任意の接種となり、ワクチンの接種により健康被害が生じた時は、「予防接種事故災害補償規程」や「独立行政法人医療品医療機器総合機構法」に基づき救済制度の対象となる場合があります。

**予防接種は、予防接種の有効性や安全性、副反応について理解し、保護者等が文書に署名し、同意した場合に限り行われます。**

日本脳炎の予防接種に少しでも不安を感じた時は、遠慮せずに、医師または保健師に相談し、十分に納得した上で受けてください。

## 【お問い合わせ先】

- ・留寿都診療所 電話 46-3774
- ・留寿都村役場 保健医療課 保健師 電話 46-3131